

日本道德教育学会会則

昭和53年6月26日改正
昭和63年6月26日改正
平成6年6月26日改正
平成13年4月1日改正
平成15年3月23日改正
平成17年6月26日改正
平成18年6月26日改正
平成25年6月23日改正
平成26年7月6日改正
平成29年7月2日改正
令和元年6月30日改正
令和3年6月27日改正
令和5年7月2日改正
令和8年7月5日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は日本道德教育学会（JAPANESE SOCIETY FOR MORAL EDUCATION）と称する。

(目的)

第2条 本会は道德教育に関する研究及びその普及を図り、もって我が国の道德教育の改善・向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の研究及び実践の促進並びに充実を目的とする大会の開催
- (2) 会員の研究及び実践の促進並びに充実を目的とするその他の会合の開催
- (3) 道德教育とかかわりのある諸学会及び諸団体等との連絡及び提携
- (4) 学会誌『道德と教育』（Moral and Education）の編集及び刊行
- (5) 会報の編集及び刊行
- (6) その他本会の目的達成に寄与する事業

第2章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は正会員、名誉会員及び賛助会員とする。

2. 正会員は、本会の目的に賛同する者で、理事会の承認を得て所定の会費を納入した者とする。
本会に入会を希望する者は、会員 1 名の推薦を得て事務局へ入会申込書を提出するものとする。
3. 名誉会員は、本会の運営に功績のあった者で、理事会が推薦し、総会の承認を得た者とする。
4. 賛助会員は、本会の事業に財政的な援助をなした個人及び団体で、理事会の承認を得た者とする。

(会員の権利)

第 5 条 正会員、名誉会員及び賛助会員は、次の権利を有する。

- (1) 本会が主催する事業への参加
- (2) 理事及び監事の被選挙権及び選挙権（賛助会員は除く）
- (3) 大会における研究発表等
- (4) 学会誌『道徳と教育』への投稿
- (5) 学会誌、会報及び大会プログラムの無償配布

(会員の退会)

第 6 条 本会を退会しようとする会員は、理由を付して退会届を事務局に提出しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 7 条 会員は 3 年以上会費を滞納した場合、あるいは本会の名誉を傷つけた場合は、理事会の議決により会員資格を失う。

第 3 章 役員及び機関

(役員)

第 8 条 本会の事業を運営するために次の役員を置く。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 常任理事 若干名
- (4) 理事 20 名程度
- (5) 評議員 20 名程度
- (6) 監事 2 名
- (7) 事務局長 1 名

2. 前項に規定する役員のほか、次の役員を置くことができる。

- (1) 名誉会長
- (2) 参与

3. 会長は本会を代表し、会務をつかさどる。

4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合、その職務を代行する。

5. 理事は本会の運営に当たる。理事のうち若干名は常任理事として会務の執行に当たる。

6. 評議員は会長からの諮問に応じて審議を行う。

7. 監事は本会の会計を監査し、理事会及び総会に監査結果を報告する。

8. 事務局長は事務局をつかさどる。

9. 名誉会長、参与は会長の求めに応じて意見を述べることができる。

(役員の選出)

第9条 理事は会員の投票によって選出された10名と投票で選出された理事による理事会で委嘱されたものとする。

2. 理事の選出方法は別に定める。

3. 理事の改選は、3年ごとに行う。

4. 会長、副会長は、理事会において理事の互選によって選出する。

5. 常任理事、事務局長は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

6. 評議員の選出方法は別に定める。

7. 監事の選出方法は別に定める。

8. 名誉会長は、本会の運営について特に顕著な功績があった会長が退任した場合に、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

9. 参与は、本会の運営について特に顕著な功績があった副会長が退任した場合に、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(会長等の任期)

第10条 会長、副会長、監事、事務局長の任期は3年とし、2期をもって限度とする。

(顧問)

第11条 本会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3. 顧問は会長の求めに応じて意見を述べることができる。

4. 顧問の任期は3年とし、2期をもって限度とする。

(運営機関、委員会)

第12条 本会に次の機関を置き、会長がこれを招集する。

(1) 総会

(2) 理事会

(3) 評議員会

(4) 地方支部連絡協議会

2. 本会に次の常設委員会を置く。

① 編集委員会

② 企画運営委員会

③ 研究委員会

④ 広報委員会

(2) 委員会に委員長を置く。委員長は常任理事が務める。

(3) 委員会の招集は委員長が行う。

(4) 委員の任命は理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

(5) 委員の任期は、会長等の任期と同様とする。

3. 本会の運営上必要が生じた場合、前項で定める常設委員会以外に特設委員会を置くことができる。特設委員会の委員長、委員の任命、任期等については、理事会において決定する。

(総会)

第13条 総会は本会の最高議決機関であって、次の権限を有する。

- (1) 会長、副会長、理事、監事及び事務局長の承認
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 事業報告及び決算の承認
 - (4) 本会の運営の基本方針の決定
 - (5) 会則の改正
 - (6) その他、本会の目的を達成する上で必要な重要事項の決定
2. 総会は本会の会員をもって構成する。
 3. 総会は原則として毎年1回開催するものとする。必要がある時には、会長は臨時に総会を招集することができる。
 4. 総会の議長は、その都度出席会員の中から選出する。
 5. 総会の議事は出席者の過半数をもって決する。

(理事会)

第14条 理事会は総会に次ぐ審議機関とする。

2. 理事会は理事及び事務局長をもって構成する。
3. 理事会の招集は会長が行う。
4. 理事会は原則として年4回開催する。
5. 理事会の議長は出席理事の中から選出する。
6. 理事会は本会の重要事項を審議する。
7. 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。
8. 5名以上の理事が理事会の開催を要請する時は会長は理事会を開催しなければならない。

(評議員会)

第15条 評議員は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 評議員会は会長、副会長、監事、評議員、事務局長及び常設委員会の長をもって構成する。
また、会長はそれ以外の会員を出席させることができる。
3. 評議員会の招集は会長が行う。
4. 評議員会は組織運営への助言を行うものとする。
5. 評議員会は原則として年2回開催する。
6. 評議員の任期は会長に準じる。

(地方支部連絡協議会)

第16条 地方支部連絡協議会は、支部活動の活性化を目的として、支部活動の連絡・調整、意見交換を行うものとする。

2. 地方支部連絡協議会には、幹事を置く。幹事は副会長をもって充て、そのなかから代表幹事を会長が指名する。
3. 地方支部連絡協議会は、代表幹事、幹事、支部長によって構成する。
4. 地方支部連絡協議会は原則として年2回開催する。

第4章 支 部

第17条 本会に、理事会の承認を得て支部を設けることができる。支部の組織、運営については細則に定める。支部を解散する場合は、理事会の承認を得ることとする。

第5章 会 計

(経費)

第18条 本会の経費は、会費、寄付金及び補助金等の収入をもって充てる。

(年会費)

第19条 正会員の年会費は5,000円とし、当該年度内に納めなければならない。

2. 賛助会員の年会費は1口20,000円とし、当該年度内に納めるものとする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 事務局

第21条 本会に事務局を置く。

2. 本学会の所在地は、事務局の所在地とする。事務局の所在地は、理事会の承認を得て会長が定める。

3. 事務局は会長の指示を受けて、本会の会務を処置する。

4. 事務局に事務局長を置く。また、事務局幹事を置くことができる。

第7章 会則の改正

第22条 本会則の改正は、総会の議決による。

第8章 細 則

第23条 本会の運営に必要な細則は、理事会の承認を得て会長が定める。